

# 平成 23 年度 船舶用消防設備整備技術講習会 実施要領

(社) 日本船舶品質管理協会

## 1. はじめに

船舶用消防設備の保守・点検・検査については、2002年(平成14年)7月1日に発効した SOLAS 条約附属書第Ⅱ-2章 第14規則により消防設備の整備が義務付けられ、現在はこの規則を根拠に MSC/Circ. 850「防火設備及び装置の保守及び検査のための指針」に基づいて、船舶の乗組員、点検整備事業者等が各メーカーの助言を得ながら点検・整備を実施しています。しかし、これらの点検整備を行う事業者から点検整備の方法の明確化と整備技術の向上を図ることを求める声があるため、当協会において検討を続けてきました結果、船舶用消防設備メーカー8社（\*）と当協会が協力して、船舶用消防設備の整備技術講習会を実施し、船舶用消防設備の整備技術者の点検整備技術の向上を図ってゆくこととしました。

今年度は第1回として以下の要領で膨脹式救命いかだ整備事業場に所属する方を対象に整備技術講習会を開催します。講習会では技量認定試験を実施し、合格者を船舶用消防設備整備技術者として認定します。

（\* 対象メーカー：

エア・ウォーター防災(株)、(株)カシワテック、(株)コアツ、コンシリアム・ニッタンマリーン(株)、日本ドライケミカル(株)、能美防災(株)、(株)初田製作所、ヤマトプロテック(株) )

## 2. 講習会の概要

- (1) 学科講習及び船舶用消防設備メーカー8社の実技講習を受けていただきます。
- (2) 日程は 3日間を予定しております。
- (3) 学科講習は、関係規則及びIMO サーキュラー等の成立ち及び内容につき、講習を行います。実技講習は、MSC/Circ. 850、MSC/Circ. 1318、IMO 総会決議 A. 951 等において点検整備を求められている事項に重点をおいて、メーカー毎に講習を行います。
- (4) 技量認定試験として学科試験及び実技試験を実施します。学科試験は講習会最終日に、実技試験は実技講習の時間内に実施します。

## 3. 開催期日 (予定)

平成24年2月28日(火)～3月1日(木)

## 4. 開催場所 (予定)

東京海洋大学 越中島キャンパス 越中島会館  
東京都江東区越中島2-1-6

## 5. 申込期限

平成23年12月26日(月)必着

## 6. 募集人数

40名

40名を超える場合は、申込み順とさせていただきますとともに、同一会社からの受講者数を調整させていただきます。

## 7. 受講資格

次のいずれかの要件に適合する方とします。

- (1) 船舶用消防設備の整備業務又は製造業務に従事した2年以上の実務経験を有する方
- (2) 当協会から承認を受けた方

## 8. 受講手続き

次の手順で行ってください。

### (1) 講習会参加申込書の提出

所属会社（事業場）の責任者は、別添1の講習会参加申込書に必要事項を記入の上、12月26日（月）（必着）までに、当会あてFAXで提出してください。

### (2) 受講可否の連絡

申込書を受理した後、受講資格等を審査、調整のうえ、1月13日（金）までに、当会から所属会社（事業場）の責任者に受講の可否を文書で通知します。

### (3) 受講料等の振込書の写し及び写真の提出

当会から、受講可の通知があったときは、所属会社（事業場）の責任者は、1月23日（月）（必着）までに、当会あて次の書類等を郵送で提出してください。

#### ① 受講料及び技術者証交付手数料の振込書の写し

受講料等については、「9. 受講料等」を参照してください。

#### ② 受講者の写真（縦：3cm、横：2.5cm。提出前6ヶ月以内に撮影した正面上半身像。カラー） 2葉

写真の裏面に受講者の名前を必ず記載してください。

なお、期限を過ぎても提出がなかった場合には、受講申込みを辞退されたものとさせていただきますのでご了承下さい。

### (4) 受講票の送付

(3)の受講料等の振り込みが完了したときは、当会から所属会社（事業場）の責任者経由で、受講者に受講票を送付します。

## 9. 受講料等

### (1) 受講料

100,000円

（指導書代、技量証明書及び技術者証交付手数料並びに消費税を含みます。）

### (2) 受講料等の振込先

受講料及び技術者証交付手数料は、次の口座に振り込んでください。なお、振込手数料は申込者にて負担をしてください。

三菱東京UFJ銀行 東京公務部（店番号：300）普通預金口座 630

#### 10. 受講に当たっての留意事項

- (1) 当会に提出された書類、受講料及び写真は、特別な事情がない限り、返還しかねますのでご了承ください。
- (2) 宿泊については、受講者側で手配してください。
- (3) 受講者は、実技講習に参加する際には作業に適した服装を準備してください。
- (4) 受講日当日、受講票を受付にご提出ください。

#### 11. 技量証明書及び技術者証の交付等

講習会終了後、次により技量証明書及び技術者証が交付されます。

- (1) 技術者名簿への登録及び技量証明書の交付
  - a. 講習会を受講し、試験に合格して所定の技量を有するものと認められた者を船舶用消防設備整備技術者として、当会の技術者名簿に登録します。
  - b. 登録後、「技量証明書」（講習会に参加し、知識、技量を取得し、整備を適切に行う技量を有することを証明する書類）を交付します。
- (2) 技術者証の交付
  - a. 「技量証明書」と同時に「技術者証」（該当メーカーが製造した船舶用消防設備の点検・整備ができる技術者であることを証明するもの）を当会から船舶用消防設備整備技術者に交付します。
  - b. 技術者証は、船舶用消防設備の点検整備の完了後に発行する船舶用消防設備整備記録簿等を作成する際に使用していただきます。
  - c. 技術者証の有効期間は、交付日から4年後の年度末日(3月31日)までとします。
- (3) 技術者証の更新及び研修会への参加
  - a. 技術者証の有効期間が満了するまでの間に、当会が主催する研修会に参加したときは、技術者証が更新されます。
  - b. 研修会は、資格継続のために行う補完教育で、学科及び実技から構成されます。
  - c. 研修会の開催案内は、事前に当会から所属会社（事業場）の責任者にお知らせします。

#### 12. 参加申込書の送付先及び問い合わせ先

社団法人 日本船舶品質管理協会

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9 第7東ビル9階

TEL：03-3253-6201 FAX：03-3253-6204

E-mail: jsmqa@coral.ocn.ne.jp URL: <http://www.jsmqa.or.jp>

（担当：長村(おさむら)、小林、北原)